

きたしんシニアカードローン

平成29年6月23日現在

商品名	きたしんシニアカードローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所又は居所や事業所を有する個人の方 ②当金庫の営業地区内において勤務に従事されている方又は地区内に事業所を有する者の役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき会員になることができます。なお、会員になっていただかなくても、ご融資させていただくことが可能な場合もございます。 ・お申込み時の年齢が満60歳以上69歳以下の方で年金受給されている方 ※国民年金・厚生年金・共済年金・厚生年金基金が対象となります ・反社会的勢力に該当しない方 ・固定電話又は携帯電話を所有され連絡のとれる方 ・信金ギャランティ株式会社の保証が得られる方 ・当金庫の地区外に転居する等、会員の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失されたときは、信用金庫法により新たな貸出（出金）は行えません。またその場合、原則として一括でご返済いただきます。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・自由 ・ただし、事業性資金にはご利用いただけません。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人確認資料 運転免許証（未取得の場合はパスポートか写真付住基カード）及び健康保険証 ・ご印鑑 ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届け印鑑をお持ちください。
ご融資極度額	<p>50万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資極度額以内であれば繰り返しご利用いただけます。
ご利用限度額	<p>10万円～50万円（10万円単位）</p> <p>お借入期間中、ご利用限度額を増減させていただく場合があります。（0円になることもあります）</p>
ご利用期間	<p>1年間（契約日から1年後応答月の15日までとさせていただきます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則1年後に再審査のうえ、ご契約は自動更新されますが、お取引状況によりましては契約更新ができない場合がございます。 ・ただし、満70歳の誕生日の月末で新規貸越停止となります。
ご融資利率	年 13.5%
利息の計算方法等	<p>毎日の最終残高について付利単位100円、1年を365日として日割計算とします。</p> <p>利息は毎月15日（金庫休業日の場合は翌営業日）に貸越残高に組み入れます。</p> <p>利息計算期間は、前月の15日から当月14日分までとし、貸越利息がご融資極度額を超える場合も貸越残高に組み入れます。</p>

次ページへつづく

北おおさか信用金庫

<p>ご返済方法</p>	<p>(1) 定例返済</p> <ul style="list-style-type: none"> ご融資極度額により、下記の毎月返済額を毎月15日（金庫休業日の場合は翌営業日）にご指定の返済口座（普通預金）から自動引き落としさせていただきます。 （なお、ご指定の返済口座から引き落としができなかった場合は、翌月の約定返済日まで口座引き落としを繰り返し行います。） 振替日に利息を組入れ後の貸越残高が下記の毎月返済額に満たない場合は、貸越残高が返済額となります。 <table border="1" data-bbox="501 427 1193 517"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 427 866 456"><貸越残高></th> <th data-bbox="866 427 1193 456"><毎月返済額></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 456 866 486">1万円未満</td> <td data-bbox="866 456 1193 486">利息金額と借入残高の合計額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 486 866 517">1万円以上～50万円以下</td> <td data-bbox="866 486 1193 517">1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 任意返済</p> <ul style="list-style-type: none"> 定例返済のほか、任意の金額（1,000円単位）を店頭窓口及びA T Mで専用ローンカードを使用して、借入残高を限度とした随時返済ができます。その場合でも約定日における定例返済は行われます。 ただし、ご返済が遅滞している場合は任意返済はできません。 <p>(3) 新規貸出停止後の返済</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規貸出停止以降は停止時の残高に応じた返済額で完済に至るまで定額返済となります。 <p>(4) 契約満了時の返済</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則一括返済とします。 	<貸越残高>	<毎月返済額>	1万円未満	利息金額と借入残高の合計額	1万円以上～50万円以下	1万円
<貸越残高>	<毎月返済額>						
1万円未満	利息金額と借入残高の合計額						
1万円以上～50万円以下	1万円						
<p>保証人・担保</p>	<p>信金ギャランティ株式会社が保証しますので必要ございません。 担保は不要です。</p>						
<p>ご利用場所</p>	<p>原則として、専用のローンカードで当金庫の本支店・出張所のほか、全国の提携金融機関、郵便局等のA T Mでご利用いただけます。</p>						
<p>保証料</p>	<p>保証料は金利に含まれています。</p>						
<p>手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫以外のA T M等をご利用になられる場合には、別途ご利用金融機関所定のA T Mご利用手数料が必要となる場合がございます。 ご利用の時間帯によりましては、上記手数料のほか所定の時間外手数料が必要となります。 						
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>						
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しましては審査をさせていただきます。結果によりましてはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 						